

# 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた オンライン診療について

# 基本的な考え方

# オンライン診療の指針における急病急変患者の取り扱いについて

## ○ オンライン診療の指針の記載

### V 指針の具体的適用

#### 1. オンライン診療の提供に関する事項

##### (2) 適用対象

#### ② 最低限遵守する事項

i 直接の対面診察と同等でないにしても、これに代替し得る程度の患者の心身の状態に関する有用な情報を、オンライン診療により得ること。

ii 初診は、原則として直接の対面による診療を行うこと。

iii 急病急変患者については、原則として直接の対面による診療を行うこと。なお、急病急変患者であっても、直接の対面による診療を行った後、患者の容態が安定した段階に至った際は、オンライン診療の適用を検討してもよい。

iv ii 及び iii の例外として、患者がすぐに適切な医療を受けられない状況にある場合などにおいて、患者のために速やかにオンライン診療による診療を行う必要性が認められるときは、オンライン診療を行う必要性・有効性とそのリスクを踏まえた上で、医師の判断の下、初診であってもオンライン診療を行うことは許容され得る。ただし、この場合であっても、オンライン診療の後に、原則、直接の対面診療を行うこと。

## ○ 指針における考え方に沿った新型コロナウイルス感染に関するオンライン診療

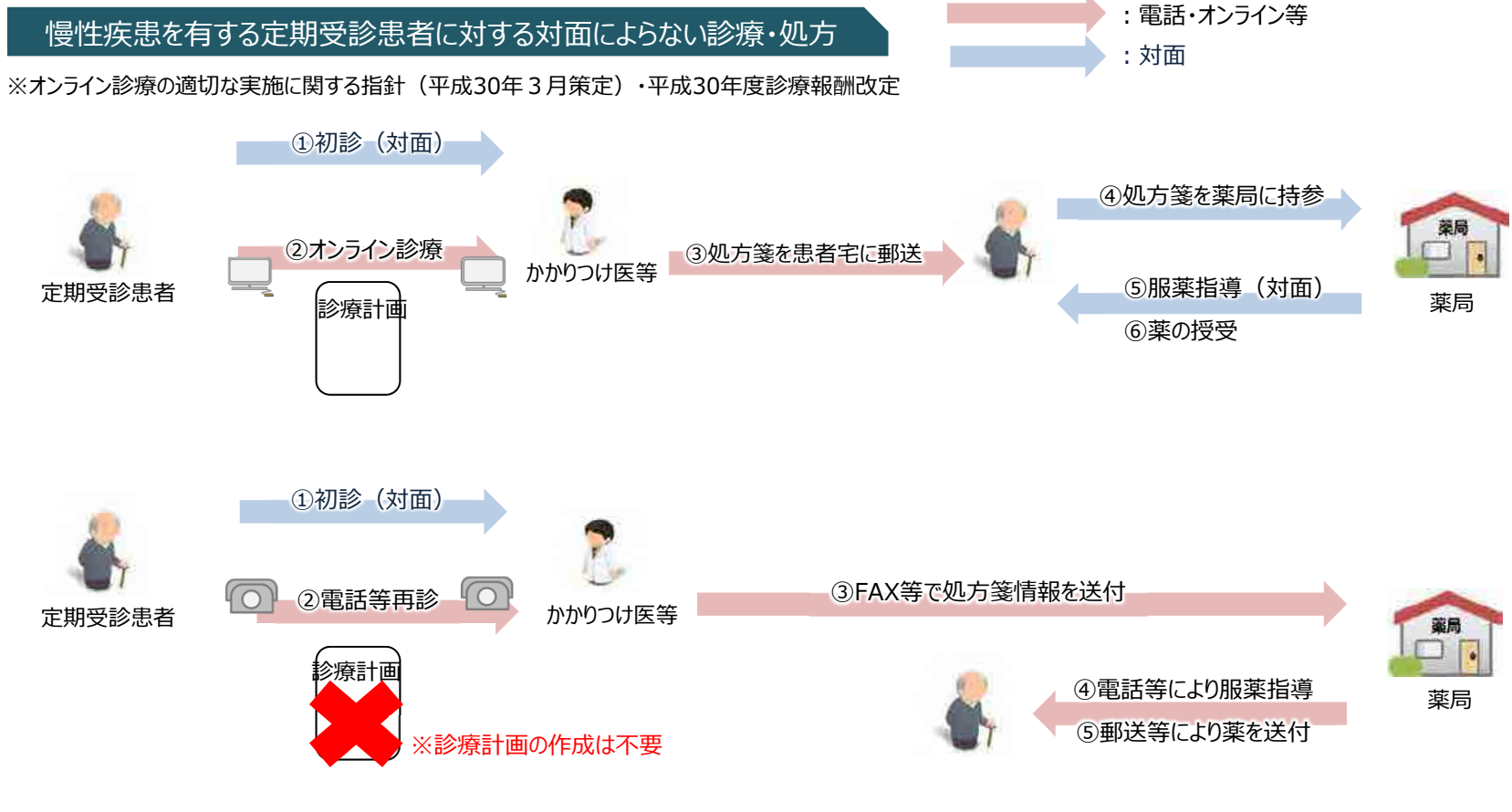
### 前回検討会（3月11日）開催時と比較して現状（4月2日）において

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大の状況が、  
**患者がすぐに適切な医療を受けられない状況にある**と言えるかどうか。
- ・患者の状況が、  
**患者のために速やかにオンライン診療による診療を行う必要性が認められるとき**  
と言えるかどうか。
- ・初診からのオンライン診療が、  
**オンライン診療を行う必要性・有効性とそのリスクを踏まえた上で**  
行われると言えるかどうか。

# 新型コロナウイルスの感染拡大に対する 現在の対応状況

# 慢性疾患を有する定期受診患者に対する電話等による処方（2月28日事務連絡）

- 令和2年2月28日に事務連絡を発出し、新型コロナウイルスの流行を踏まえた措置として以下の取扱いを可能とした。
- 新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、慢性疾患等を有する定期受診患者等について、
  - ・ かかりつけ医等の判断で、電話等を用いて診療し、処方箋情報をファクシミリ等により薬局に送付
  - ・ 薬局において、その処方箋情報に基づき調剤し、電話等により服薬指導
  - ・ 上記の診療や服薬指導等について電話等により再診料や処方箋料、服薬指導に係る報酬等を算定







# 新型コロナウイルス感染症対策としてのオンライン診療の更なる活用について

## 【オンライン診療に関する論点ごとの検討会(\*)等における検討結果】

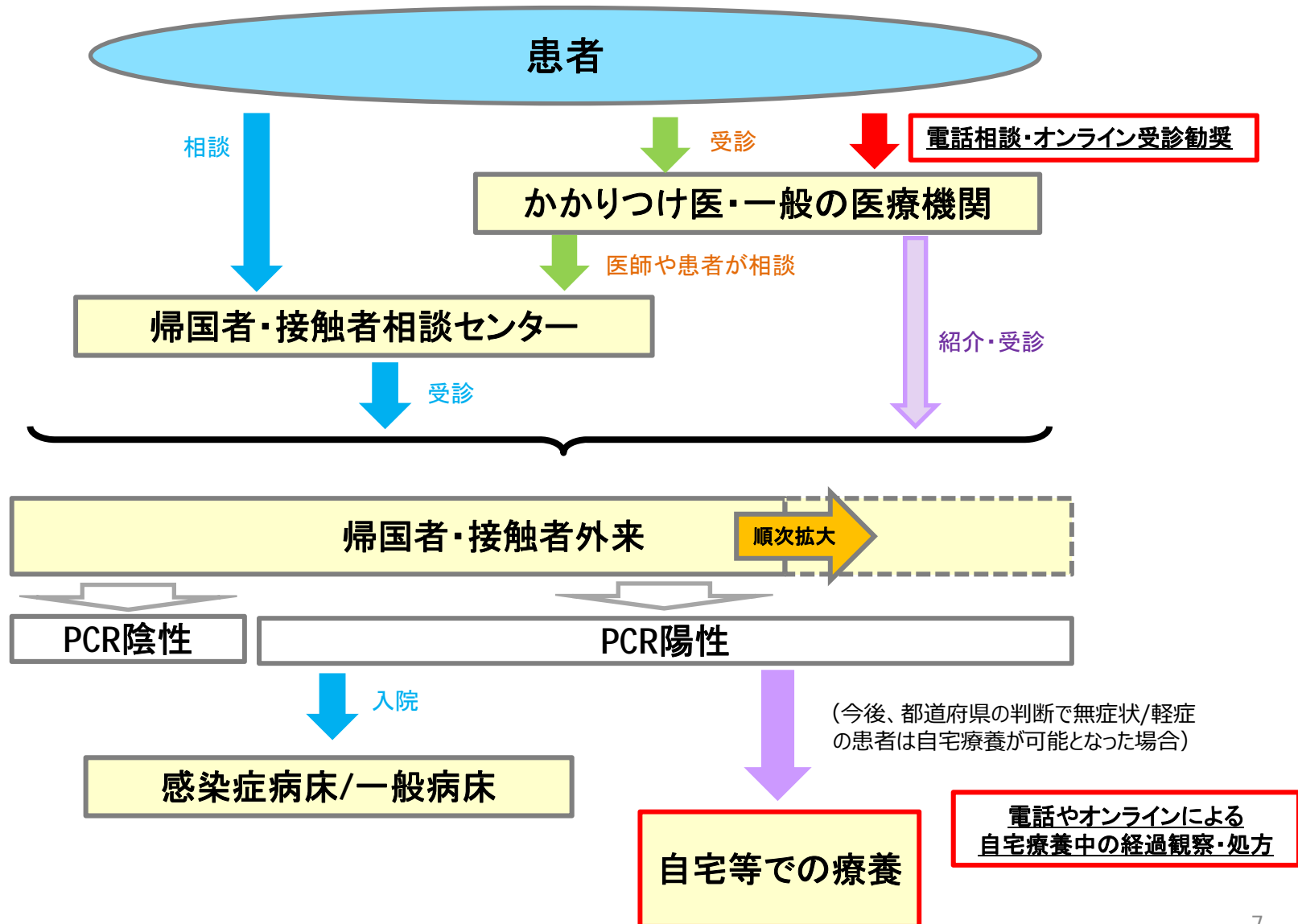
\* 第8回「オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会」（令和2年3月11日開催）

対応

<p>① 継続した発熱等、<b>新型コロナウイルスへの感染を疑う患者の治療</b></p>		<p>✓ <b>新型コロナウイルスへの感染を疑う患者の診療（診断、治療等）を電話やオンラインで行うことは、下記の理由等により、<u>感染の拡大や重症化により致死率が高くなるリスクがあり困難。</u></b>                  ・適切な検査（PCR検査等）が困難であり、正確な診断ができない。                  ・視診と問診のみによる重症度の評価は困難。                  ・他疾患（喘息や他の感染症等）を見逃すリスクが高い。</p>	<p>×</p>
<p>② 軽度の発熱、上気道症状、腹痛、頭痛等について、対症療法として<b>解熱剤等の薬を処方</b></p>		<p>✓ 感染のリスクに鑑み、かかりつけ医等の判断で、<b>既に診断され治療中の疾患の症状の変化については、診療計画を変更した上で、電話やオンライン診療による薬剤の処方を可能とする。</b></p>	<p>○</p>
<p>③ 既に診断され、治療中の慢性疾患を有する患者の<b>血圧上昇等の症状の変化への対応</b></p>		<p>✓ 帰国者・接触者相談センターを委託された場合等において、<b>かかりつけ医等が、電話による相談やオンライン受診勧奨を行う。</b></p>	<p>○</p>
<p>④ 地域によっては、帰国者接触者相談センター・外来へのアクセスが過多である場合があり支援が必要。</p>		<p>✓ 感染が拡大した場合において、新型コロナウイルス陽性の<b>無症候・軽症患者に対し、対面診療による診断後、在宅での療養が必要な期間中、電話による相談やオンライン診療等を用いて在宅での経過観察を行う。</b></p>	<p>○</p>

検討会での検討結果を踏まえて、令和2年3月19日に事務連絡を発出し、上記③～⑤について、新型コロナウイルスの流行を踏まえた措置として実施できることとした。

# 新型コロナウイルス感染症患者の相談・受診・治療等におけるオンライン診療の位置付け



# 新型コロナウイルス感染症の発生動向

(令和2年3月31日時点)



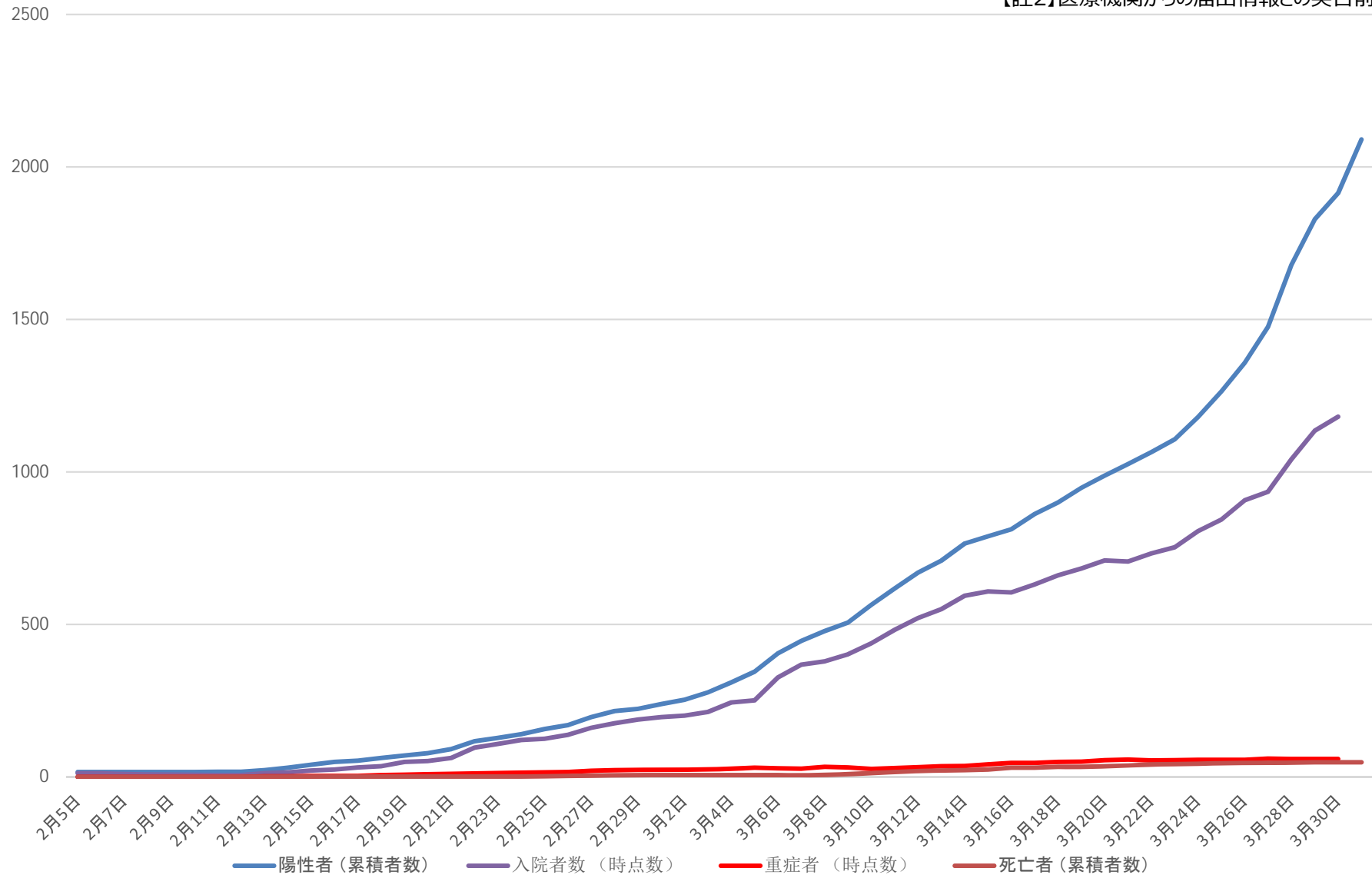
# 新型コロナウイルス感染症の国内発生動向

確定日別人数

(令和2年3月31日18時時点)

【註1】チャーター機、クルーズ船案件は除く

【註2】医療機関からの届出情報との突合前



※陽性者数については陽性確定日、死亡者数については死亡日が調査中のものは除く  
※入院者は入院待機中、症状有無確認中を除く

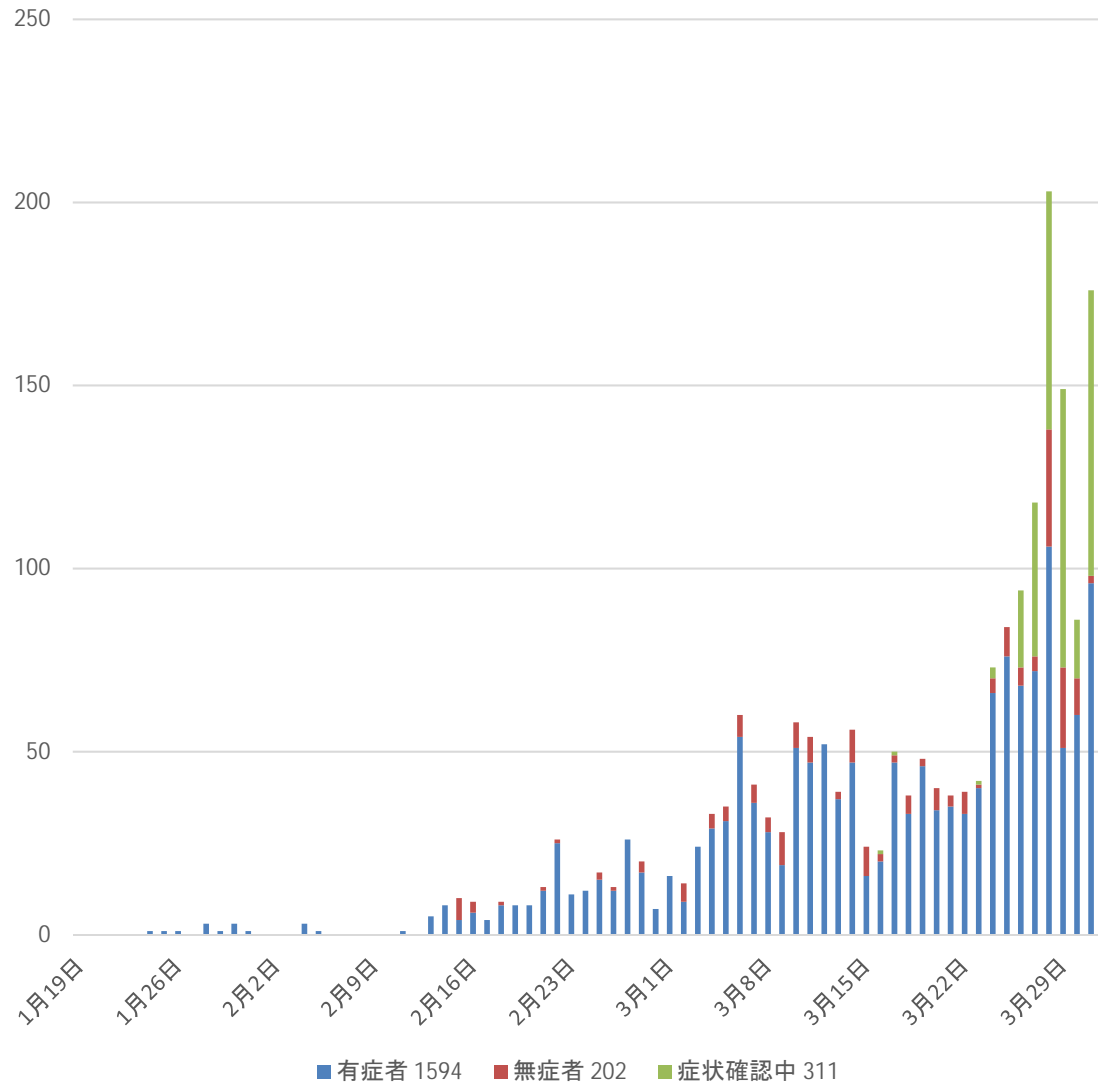
# 新型コロナウイルス感染症の国内発生動向

(令和2年3月31日18時時点)

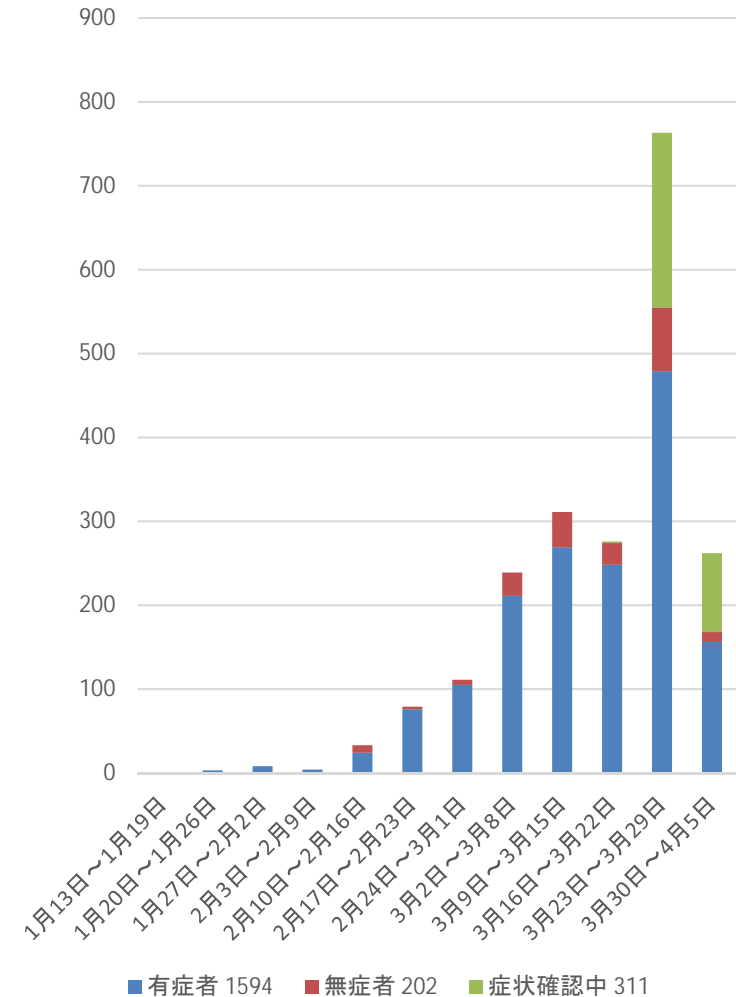
【註1】チャーター機、クルーズ船案件は除く

【註2】医療機関からの届出情報との突合前

確定日別人数



確定週別人数



## 現在（3月31日時点）の新型コロナウイルス感染症の状況について（院内感染）

### ○ 院内感染に関する状況について

○ 新型コロナウイルス感染症に関して、1月25日以降、複数病院・診療所で、外来・入院診療の臨時的な停止及び縮小を行っている。

### ○ 新型コロナウイルス感染症による院内感染が起きた医療機関の例

- 和歌山県医療機関（1/25～）
- 東京都複数医療機関（2/17～）
- 大分県医療機関（3/7～）
- 群馬県医療機関（3/7～）
- 兵庫県医療機関（3/7～）
- 新潟県医療機関（3/16～）